



労基署便り 令和8年度 No.1

大河原労働基準監督署



令和8年1月～3月労働災害発生状況

※新型コロナウイルス感染症による災害を除く
(令和8年4月7日現在速報値)

	大河原労働基準監督署管内			宮城労働局管内		
	R7	R8	前年比	R7	R8	前年比
製造業 計	15	13	-2	97	92 (1)	-5 (1)
食料品製造業	6	2	-4	43	33	-10
機械金属製造業	3	6	3	23	25	2
建設業 計	6	9	3	50	59	9
土木工事業	1	2	1	15	19	4
建築工事業	3	4	1	23	23	0
その他の建設業	2	3	1	12	17	5
運輸交通業 計	2	3	1	81	75 (1)	-6 (1)
道路貨物運送業	2	3	1	72	68 (1)	-4 (1)
商業	7	5	-2	92	96	4
社会福祉施設	3	0	-3	43	38	-5
全産業	52	36	-16	509 (2)	465 (2)	-44 (0)

※1 休業4日以上¹の死傷労働災害（労働者死傷病報告による）の数値。前年比は死傷者数（人）、（ ）は内数で死亡者数。

※2 機械金属製造業は、鉄鋼業・非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業の合計。

令和8年の大河原労働基準監督署管内（白石市、角田市、柴田郡、刈田郡、伊具郡）における休業4日以上¹の労働災害は減少傾向にあります（前年同期比 30.8%減）。業種によっては災害が増加していますので、気を緩めず災害防止への取組を引き続きお願いいたします。

例年この時期に多発する転倒災害は13件（全体の36%）発生しています。昨年の同時期には全災害の約半数を占めていたことを踏まえ、皆さまの転倒災害防止に係る取組が着実に進められた結果と思えます。

OSTOP! 熱中症 クールワークキャンペーンについて

今年も5月から9月までの間、

STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン

を行います。

本キャンペーンを通じ、すべての職場において、本年3月に定められた「職場における熱中症防止のためのガイドライン」に基づく熱中症防止対策を講じ、裏面の項目がきちんと実施されているか確認しましょう。

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

<input type="checkbox"/> 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施	<input type="checkbox"/> 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置	<input type="checkbox"/> 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
<input type="checkbox"/> プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる	<input type="checkbox"/> 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行させる等を考慮)	<input type="checkbox"/> 服装 準備期間に検討した服装を着用
<input type="checkbox"/> 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること	<input type="checkbox"/> 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢	<input type="checkbox"/> 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
<input type="checkbox"/> 作業中の作業者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける、「パディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導		

 異常時の対応
 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
 少しでも本人や周りが異常を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
 ※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

STOP!熱中症
クールワークキャンペーン
| 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

重点取組期間
7月
にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

〇ストレスチェックの実施義務化について

2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にもストレスチェックの実施が義務化されました。(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)

小規模事業場向け実施マニュアルが公表されていますので、マニュアルに沿ってストレスチェック制度を始めましょう。

労働者数50人未満の事業者の皆さまへ

ストレスチェックが義務になります!

ストレスチェックは、2015年から、労働安全衛生法に基づいて業務が義務付けられています。(労働者数50人未満の事業場は、別の関係業務とされています。)

今般、2025年5月に公布された改正労働安全衛生法により、労働者数50人未満の事業場にストレスチェックの実施が義務化されました。(施行期日は公布後3年以内に政令で定める日)

ストレスチェックは見えません。

小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル

令和6年2月

厚生労働省

「小規模事業場ストレスチェック制度実施マニュアル」スタートガイド

実施マニュアル | 厚生労働省 (mhlw.go.jp)

厚生労働省

ストレスチェック制度
| 厚生労働省
(mhlw.go.jp)



マニュアルの概要版
(スタートガイド)
| 厚生労働省
(mhlw.go.jp)



発行：大河原労働基準監督署 (TEL0224-53-2154) 柴田郡大河原町字新東 24-25
 労働条件や安全衛生の確保・改善、労災補償等についてご不明な点やお悩みのことがあれば、お気軽にご相談ください。
 労働条件関係は監督係、労働災害防止・健康確保対策関係は安全衛生係、労働保険料・労災保険関係は労災係までお願いします。